

庁議における審議要旨	
日時	
令和８年４月１日（ 書面開催 ）	
出席者（ 書面開催 ）	
区長、副区長、副区長、教育長、政策企画部長、総務部長、危機管理部長、危機管理監、区民生活部長、地域文化スポーツ部長、産業経済部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、子ども家庭部長、防災都市づくり部長、防災都市づくり監、会計管理部長、教育部長、政策企画課長、企画担当課長、財政課長、広報・シティプロモーション課長、総務課長	
付議案件	
１ 令和８年度エアコン設置緊急支援事業の実施について	
審議の要旨	
１ 令和８年度エアコン設置緊急支援事業の実施について 庁議メンバーに資料を配布し、特段の意見なく、了承。	
配付資料	
１ 令和８年度エアコン設置緊急支援事業の実施について	

庁議付議予定案件 (令和8年4月1日)

1 令和8年度エアコン設置緊急支援事業の実施について

(福祉推進課・生活福祉課)

○ 今後の庁議日程

4月 2日(木) 午後 1時30分～

4月14日(火) 午後 4時00分～

庁議説明資料	
8.4.1	福祉部福祉推進課 生活福祉課

令和8年度エアコン設置緊急支援事業の実施について

内 容	1 事業の目的 被保護世帯及び低所得世帯に対し、自宅に家庭用エアコンディショナー（以下「エアコン」という。）の導入及び故障エアコンの買換えを支援するため、都の補助金を活用して購入費用を助成することで、今夏も予想される熱中症による健康被害の防止を図る。 2 被保護世帯向け事業の概要 (1) 補助対象世帯：荒川区の被保護世帯（中国在留邦人等世帯を含む） (2) 対象経費：令和8年度に購入したエアコン本体購入費及び設置工事費等 (3) 補助上限額：10万円／1世帯あたり 本体購入費の上限：7万8千円 その他経費の上限：10万円から本体購入費補助分を差し引いた残額 ※対象経費は、配送、設置工事、撤去、リサイクル費 ※東京ゼロエミポイント事業との併用可 (4) 補助要件（以下の①・②の要件を満たすこと） ①居住する住宅に1台もエアコンが無い又は故障して使用できない世帯 ②生活保護の一時扶助費の支給対象外の世帯 (5) 周知方法 令和8年4月、被保護世帯向けに本事業の周知とともに、訪問面接時にケースワーカーから個別に働きかけを行う。 (6) 想定経費：1,500万円（都の補助率10／10） （10万円（補助上限額）×150件（想定件数）） 執行対応の上、都の補助金を活用予定 3 低所得世帯向け事業の概要 (1) 補助対象世帯（以下の①～③の要件を全て満たす世帯） ①住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、児童扶養手当受給世帯 ②令和8年1月1日現在、日本国内に住民票があること。 ③エアコン購入日時点で、荒川区内に申請者の住民票及び居所があること (2) 対象経費：エアコン本体購入費及び設置工事費等 (3) 補助上限額：10万円／1住所地あたり 本体購入費の上限：7万8千円 その他経費の上限：10万円から本体購入費補助分を差し引いた残額 ※対象経費は、配送、設置工事、撤去、リサイクル費 (4) 補助要件（以下の①～⑤の要件を全て満たすこと） ①居住する住宅に1台もエアコンが無い又は故障して使用できない世帯 ②事業開始日以降に購入したエアコンで、居住している住居に設置すること ③ゼロエミポイントの対象機種（多段階評価★★2つ以上）であること ④購入店舗は、荒川区内のゼロエミポイント取扱店舗に限ること ⑤設置の際に、当該事業の助成にかかる要件について購入店舗による確認を受け、申請の段階で、設置が完了していること (5) 周知方法 区報（5月21日号）、ホームページのほか、区施設等へのポスター等の掲示を用いて、事業開始の周知を行う。 また、環境課において実施している「エコ助成」事業における周知媒体に
-----	--

	も合わせて情報を掲載する等、区民にとってわかりやすい広報に努める。 (6) 想定経費 ・事業費 10,000万円(都の補助率3/4) (10万円(補助上限額)×1,000件(想定件数)) ・事務費 1,518万4千円(都の補助率・上限基準額の3/4) ・事業費は補正予算、事務費は執行対応の上、都の補助金を活用予定			
今 後 の 予 定	【被保護世帯】 4月 8日以降 受付開始 【低所得世帯】 4月30日 令和7年度区議会閉会会議(補正予算案上程) 5月 7日以降 受付開始			
議会等報告	開示予定日	区報	HP	記者会見
4月8日 福祉・区民生活 委員会	委員会報告後	5月21日	5月21日	—